

総社市トイレカー貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市（以下「市」という。）が災害時等に使用するために所有するトイレカー（以下「トイレカー」という。）を、平時に有効活用する目的で貸出すことに關し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出車)

第2条 貸出しをするトイレカーは、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 トイレカーの貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する営利を目的としない事業を行うものとする。

（1）市が主催して行う事業

（2）総社市共催・後援に関する取扱要領の規定に基づき、市と共に催し又は市の後援を受けて行う事業

（3）防災啓発のために行う事業

（4）その他特に市長が認めた事業

(貸出手続等)

第4条 トイレカーの貸出しを希望するもの（以下「申請者」という。）は、総社市トイレカー貸出要求書（以下「要求書」という。）に必要事項を記載のうえ、使用開始日の2週間前まで事業担当部署へ提出しなければならない。ただし、申請者が市の事業担当部署の場合又は事業の担当部署が特定できない場合は、申請者は危機管理課長へ要求書を提出するものとする。

2 前項本文の規定により、事業担当部署が要求書を受け付けたときは、速やかに内容を確認し、別に定める手続きを行った後に、要求書を危機管理課長へ提出するものとする。

3 第1項ただし書及び前項の規定により危機管理課長が要求書を受け付けたときは、速やかにこれを審査し、貸出しの可否を判断し、別に定める手続きを行った後に、事業担当部署又は申請者にその旨を通知しなければならない。

(使用区域)

第5条 トイレカーの使用区域は、原則として市内とする。ただし、市長が適當と認めた場合は、この限りでない。

(貸出期間及び返却)

第6条 トイレカーの貸出期間は、事業に使用する日のほか、貸出し及び返却に要する日を加え原則5日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

2 トイレカーの貸出し及び返却については、市と申請者が協議して定めた日時及び場所において行うものとし、トイレカーの移動は市の職員又は市が委託した者（以下「職員等」

という。) が行うものとする。

- 3 貸出し及び返却に当たっては、申請者は職員等の確認を受けなければならない。
- 4 トイレカーの貸出し又は返却は、原則午前9時から午後4時の間で行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(注意事項)

第7条 申請者は、トイレカーの利用者の態様に応じた注意喚起等を行い、利用者の安全に配慮しなければならない。

(費用の負担)

第8条 トイレカーの貸出しほどは、無料とする。

- 2 申請者に過失のある場合におけるトイレカーの故障等については、その修繕に要する費用は全て申請者において負担するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、市と申請者においてその都度協議するものとする。

(転貸等の禁止)

第9条 申請者は、トイレカーを第三者に転貸し、又は営利を目的とする行為に使用してはならないものとする。

(貸出しの取消等)

第10条 市は、申請者が前条の規定に違反した場合のほか、災害発生等の緊急かつやむを得ない場合によりトイレカーを市が使用し、又は他の者に貸し出す必要が生じたときは、貸出前にあっては貸出しを取り消し、若しくは貸出期間を変更し、又は貸出期間中であっても直ちに返却させができるものとする。

(事故等の報告)

第11条 申請者は、トイレカーに事故又は故障が生じたときは、速やかに市に報告し、その指示に従うものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月23日から施行する。

別表（第2条関係）

1 車両

- (1) 自動車の種別：普通
- (2) 用途・車体の形状：特種・糞尿車
- (3) 自家用・事業用の別：自家用
- (4) 社名・車両番号：いすゞ・岡山800せ5184
- (5) 燃料の種類：軽油
- (6) 総排気量：2.99L
- (7) 乗車定員：3名
- (8) 最大積載量：1,000kg
- (9) 車両重量：4,880kg
- (10) 車両総重量：6,045kg
- (11) 長さ：698cm
- (12) 高さ：319cm
- (13) 幅：225cm
- (14) 駆動方式：4WD
- (15) トランスマッション：AT

2 トイレ室

- (1) 室数（5室）
 - ア 普通トイレ室4室
 - イ 多機能トイレ室1室
- (2) 装備
 - ア 各室共通
 - 洗面台、化粧鏡、紙巻、擬音装置、手すり、収納庫、電源コンセント、フック、除菌液ホルダー
 - イ 多機能トイレ室
 - 電動車いすリフター、オストメイト対応キット（汚物流し台他）、おむつ交換台、乳幼児用チェア

備考

トイレカーの運転には、準中型免許、又は平成19年6月1日以前に取得した普通免許が必要